G　次の算式によって算定した額

算式

g／0.02×0.02－g／0.02×0.01

g／0.02×0.01に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

g　その他の乗用車のうち自家用の軽自動車に係る前年度分の当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の税額として総務大臣が調査した額

H　当該市町村の区域内に定置場を有する自家用の四輪以上の軽自動車（地方税法第442条第２号に掲げるものをいい、同法第443条及び同法附則第57条の規定により軽自動車税を課することができないもの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。）であって乗用のものの当該年度の４月１日現在における台数（以下この項において「対象軽自動車保有台数」という。）

I　当該市町村を包括する都道府県の区域内に定置場を有する対象軽自動車保有台数

2　法第三条の三第二項の規定によって各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

A×0.3079061

算式の符号

A　当該市町村に係る軽自動車税減収見込額

3　法第三条の三第二項の場合において、令和元年度及び令和二年度の各年度分として各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の総額と各市町村について前項の算式によって算定した額の合計額との間に差額があるときは、その差額を前項の算式によって算定した額の最も大きい市町村に交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和元年度分の地方特例交付金から適用する。

○総務省令第三十一号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の規定に基づき、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月二十三日

総務大臣　石田　真敏

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法）	（地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法）
第一条　地方財政法（以下「法」という。）第三十三条の五の二第一項の額は、道府県にあつては第一号に掲げる額と、市町村にあつては第二号に掲げる額とする。	**第一条**　地方財政法（以下「法」という。）第三十三条の五の二第一項の額は、道府県にあつては第一号に掲げる額と、市町村にあつては第二号に掲げる額とする。
一　当該道府県の控除前財源不足額（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が同法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額	一　当該道府県の控除前財源不足額（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が同法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額